

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は平成31年3月19日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成31年3月19日

岐阜県知事　古田　肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）恵那複合商業施設Aゾーン

恵那市正家第二土地区画整理事業2街区1画地　外

2 意見の概要

恵那市長の意見

・騒音の対策について

・その他について